

外務省行政と密接な関係にある公益法人への支出の集中点検について (点検概要と見直しの方向)

平成20年7月4日

外務省

1. 点検の概要

点検に先立ち、外務省所管公益法人（平成18年：224法人）について、外務省など国又は独立行政法人等から補助金・契約等により何らかの支出を受けているか点検した。

その結果、外務省所管公益法人のうち、国又は独立行政法人等から何らかの支出を受けている法人は79法人であった（79法人のリスト：別紙1）。

これらの法人をはじめ、外務省においては、国から合計500万円以上の支出を受けている法人であるか、または国から競争性のない随意契約による支出を受けている法人であるか等の基準に基づき、18法人（18法人のリスト：別紙2）を対象法人に選定し、点検を行った。

<集中点検対象法人の基準>

- (1) 国から合計500万円以上の支出を受けている法人であり、国から競争性のない随意契約による支出を受けているもの。
- (2) ただし、競争性のない随意契約による支出を受けている法人については、国から受けている支出が500万円未満の場合であっても集中点検の対象とする。
- (3) 国（外務省）からの補助金、委託費等の2分の1以上を第三者に交付している法人。
- (4) 総収入額の2分の1以上を国からの支出に依存している法人。
- (5) 国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている法人。
- (6) 国から競争性のない随意契約による支出を受けており、内部留保率が30%を超えている法人。
- (7) 以上のほかにも、役員（理事）に占める所管省庁出身者の割合が3分の1を超えているなど、その他集中点検の対象とすべき特段の事情を有しているもの。

2. 点検の手法

外務省においては、以下の手法により点検を行った。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 随意契約見直しなど競争的な契約方式への移行
- (3) 法人組織の見直し
 - (イ) 役員構成の見直し

(ロ) 職員給与の見直し

(ハ) 情報公開、内部コンプライアンスの改善等

3. 集中点検の結果（別添）

集中点検の結果は別添資料のとおり。

4. 集中点検のフォローアップ

国または独立行政法人の支出の無駄あるいは非効率を根絶するため、事務事業の見直し、随意契約見直し、一般競争入札の徹底的導入、役員報酬、役員数等の見直しに関する集中点検の結果を、平成20年度予算執行、平成21年度概算要求等において、着実に実施を図ることが必要である。

集中点検において用いた手法は、今回の対象法人への支出のみならず、支出の無駄あるいは非効率を根絶するよう、不断の見直しが必要であり、特に、随意契約の締結などを通じて、国または独立行政法人からの支出に依存している公益法人については、引き続き見直しを行っていく。

外務省においては、この点検結果に基づいて、その実施に努めることとしている。

(別添)

対象法人の点検結果

○ 国から支出を受けている外務省の主要な法人（18法人）について見直しを行った結果は以下の通り。

(1) 事務事業の見直し（業務の全廃）

・(財) 中東調査会

「イスラーム世界との文明間対話ホームページ」

平成18年度までは競争性のない随意契約であり、平成19年度に公募に移行した。平成20年度には外務省として当該事業の実施をとりやめた。

(2) 随意契約見直しなど競争的な契約方式への移行

これまで競争性のない随意契約を締結していたものについて競争性のある契約方式に移行すべく見直しを行い、平成20年度までに、(社)国際交流サービス協会、(財)日本国際交流センター、(財)日本国際問題研究所、(財)国際開発高等教育機構、(財)ラヂオプレスの計5法人が見直しを行った。

平成20年度は、(社)国際法協会日本支部（一般競争入札）、(社)国際交流サービス協会、(社)海外広報協会、(財)海外邦人医療基金、(財)日本国際問題研究所、(社)北方領土復帰期成同盟、(財)中東調査会、(財)国際協力推進協会の計8法人、平成21年度からは、(財)国際開発高等教育機構及び(財)日本国際問題研究所の計2法人、平成23年度からは(財)アジア福祉教育財団が見直しを行う。

<具体的な是正例>

(社) 国際法協会日本支部

国際法協会日本支部が販売している専門書籍（英文年報）を随意契約により購入してきたが、平成20年度からは一般競争入札を行う。

(社) 国際交流サービス協会

邦人援助業務については、平成19年度までは競争性のない随意契約であったが、平成20年度から一般競争入札に移行。在外公館派遣員業務については、平成19年度までは競争性のない随意契約で

あったが、平成20年度から公募に移行。

(社) 海外広報協会

平成19年度までは、「Web Japan ホームページ維持管理等経費」、「Sunrise Network 運用管理業務委嘱費」、「日本留学総合ガイドホームページ維持管理費」について競争性のない随意契約案件を発注していたが、平成20年度から企画競争に移行。

(財) 海外邦人医療基金

巡回医師団派遣業務について、平成19年度まで競争性のない随意契約を実施してきたが、平成20年度より公募に移行。

(財) 日本国際問題研究所

「日米中会議」に関する業務について、平成19年度までは競争性のない随意契約を実施してきたが、平成20年度から企画競争又は公募へ移行の予定。

(社) 北方領土復帰期成同盟

「元島民の語る北方領土」事業について、平成19年度までは競争性のない随意契約を実施してきたが、平成20年度から公募に移行。

(財) 中東調査会

「中東要人データベース」に関する業務については、平成19年度より公募に移行し、平成20年度より一般競争入札に移行する予定。

(財) 国際協力推進協会

国際協力プラザ事業は、平成19年度まで競争性のない随意契約を行ってきたが、平成20年度から企画競争に移行。

(3) 法人組織の見直し（役員構成、報酬、職員給与等の見直しを含む）

法人組織についても、役員報酬等内部規律の見直しを行い、役員報酬の抑制・削減（(社) 国際交流サービス協会）、役員構成の見直し（(財) 交流協会、(社) 霞関会、(財) 国際看護交流協会の計3法人）、職員給与の見直し（(財) フォーリン・プレスセンター）、情報公開、内部コンプライアンスの改善等（(社) 海外広報協会、(財) 日本国際連合協会、(財) アジア福祉教育財団、(財) 日中友好会館、(財) 国際法協会日本支部の計5法人）を行うこととした。

<具体的な是正例>

(社) 国際交流サービス協会

平成19年に所管官庁出身の有給の常勤理事を1名削減。

(社) 霞関会

所管官庁出身理事数が全理事数の1/3以上であったが、平成20年5月の総会で、所管官庁出身理事数を1/3以下とした（理事は全て非常勤、無報酬）。

(財) 国際看護交流協会

所管官庁出身理事数が全理事数の1/3以上であったが、平成20年5月の総会で、所管官庁出身理事数を1/3以下とした。

(了)

(別紙1)

国又は独立行政法人等から何らかの支出を受けている外務省所管公益法人

1	(社)	国際交流サービス協会	41	(財)	日中友好会館
2	(財)	フォーリン・プレスセンター	42	(財)	交流協会
3	(社)	日本外交協会	43	(社)	日本マレーシア協会
4	(財)	世界の動き社(解散済)	44	(財)	日印協会
5	(社)	海外広報協会	45	(財)	放射線影響研究所
6	(社)	国際フレンドシップ協会	46	(社)	北方領土復帰期成同盟
7	(財)	東方学会	47	(社)	太平洋諸島地域研究所
8	(財)	国際文化会館	48	(財)	中東調査会
9	(社)	日本写真協会	49	(社)	アフリカ開発協会
10	(財)	日本映像国際振興協会	50	(社)	日本在外企業協会
11	(社)	出版文化国際交流会	51	(財)	国際開発高等教育機構
12	(社)	日米平和・文化交流協会	52	(財)	国際協力推進協会
13	(社)	海外と文化を交流する会	53	(財)	家族計画国際協力財団
14	(財)	日本国際交流センター	54	(財)	オイスカ
15	(財)	国際文化交流推進協会	55	(財)	ユースワーカー能力開発協会
16	(財)	川喜多記念映画文化財団	56	(財)	国際看護交流協会
17	(財)	放送番組国際交流センター	57	(社)	国際農林業協働協会
18	(財)	言語文化研究所	58	(財)	アジア人口・開発協会
19	(社)	日本語教育学会	59	(財)	国際開発救援財団
20	(財)	国際文化フォーラム	60	(社)	日本国際民間協力会
21	(社)	日本ユネスコ協会連盟	61	(財)	ケア・インターナショナルジャパン
22	(財)	ユネスコ・アジア文化センター	62	(社)	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
23	(財)	ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団	63	(社)	シャンティ国際ボランティア会
24	(財)	海外日系人協会	64	(財)	国際開発センター
25	(財)	海外子女教育振興財団	65	(社)	協力隊を育てる会
26	(財)	海外邦人医療基金	66	(財)	日本国際協力センター
27	(社)	国際農業者交流協会	67	(財)	日本シルバーボランティアズ
28	(社)	海外邦人安全協会	68	(社)	青年海外協力協会
29	(財)	国際研修協力機構	69	(財)	国際医療技術交流財団
30	(財)	日本国際フォーラム	70	(財)	日本国際協力システム
31	(財)	日本国際問題研究所	71	(財)	国際保健医療交流センター
32	(財)	日本国際連合協会	72	(財)	太平洋人材交流センター
33	(財)	アジア福祉教育財団	73	(財)	神戸国際協力交流センター
34	(財)	国際湖沼環境委員会	74	(社)	海外農業開発協会
35	(財)	地球環境センター	75	(社)	国際法協会日本支部
36	(財)	国際エメックスセンター	76	(財)	ラヂオプレス
37	(財)	日韓文化交流基金	77	(財)	日本国際政治学会
38	(社)	日韓経済協会	78	(財)	平和・安全保障研究所
39	(財)	日韓産業技術協力財団	79	(財)	女性のための
40	(社)	国際善隣協会			アジア平和国民基金(解散済)

計79法人

外務省行政と密接な関係にある公益法人への支出の集中点検対象法人

1. (社) 国際交流サービス協会
2. (社) 霞関会
3. (財) フォーリン・プレスセンター
4. (社) 海外広報協会
5. (財) 日本国際交流センター
6. (財) 海外邦人医療基金 (厚生労働省との共管)
7. (財) 日本国際問題研究所
8. (財) 日本国際連合協会
9. (財) アジア福祉教育財団
10. (財) 交流協会 (経済産業省との共管)
11. (財) 日中友好会館 (文部科学省との共管)
12. (社) 北方領土復帰期成同盟
13. (財) 中東調査会
14. (財) 国際開発高等教育機構 (文部科学省との共管)
15. (財) 国際協力推進協会
16. (財) 国際看護交流協会 (厚生労働省との共管)
17. (財) ラヂオプレス
18. (社) 国際法協会日本支部